

令 0 2 原機(サ保) 1 1 5  
令和 2 年 1 2 月 1 7 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定を、別紙のとおり変更認可申請します。

## 核燃料物質使用施設保安規定の変更

### 変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

なお、変更の詳細は別添に示す。

#### 1. 変更の内容

- (1) 第Ⅰ編第2条（適用範囲）において、プルトニウム廃棄物貯蔵施設に係る記載を削除する。これに伴い、以下の変更を行う。
  - ① 第Ⅰ編のうち、プルトニウム廃棄物貯蔵施設に係る記載を全て削除する。
  - ② 第Ⅰ編のうち、プルトニウム廃棄物処理開発施設の連絡通路に係る記載を全て削除する。
- (2) 第Ⅰ編第5条（職務）において、廃止措置技術課長の職務を追加する。
- (3) 第Ⅰ-1の3図（品質マネジメントシステム文書体系）において、核燃料サイクル工学研究所の二次文書「安全文化の育成及び維持並びに関係法令の遵守活動に係る実施要領書」を追加する。
- (4) 第Ⅲ-1-(12)表において、プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニット毎の制限量（その1及びその2）から臨界管理ユニット番号UFP-10及びUFP-22の記載を削除する。  
併せて、解体前廃棄物一時保管設備13から16までを第Ⅲ編第27条の2第7項に追記する。
- (5) 記載の適正化を行う。

#### 2. 変更の理由

- (1) 核燃料物質使用変更許可（平成31年1月16日付け原規規発第1901162号）を受け、プルトニウム廃棄物処理開発施設の一部及びプルトニウム廃棄物貯蔵施設を廃止するため
- (2) 廃止措置技術部所掌施設の廃止に向けた措置を行うため
- (3) 核燃料サイクル工学研究所において、「安全文化の育成及び維持並びに関係法令の遵守活動に係る実施要領書」を制定したため
- (4) 核燃料物質使用変更許可（平成31年1月16日付け原規規発第1901162号）を受け、施設検査（令和2年4月17日付け原規規発第2004171号）に合格したため
- (5) 記載の適正化を図るため

#### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

令和2年12月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	変更理由
<p>第Ⅰ編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第1条の2 (省略)</p> <p>(適用範囲) 第2条 本規定は、研究所の次の各号に掲げる施設（以下、これらの施設を「使用施設等」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。            (1) B棟            (2) 高レベル放射性物質研究施設（以下「CPF」という。）            (3) J棟            (4) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫（以下「第2ウラン貯蔵庫」という。）            (5) ウラン廃棄物廃棄施設（ウラン廃棄物処理施設（ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設、廃油保管庫及び廃水処理室をいう。）及びM棟をいう。）            (6) プルトニウム燃料第一開発室（ウラン貯蔵庫を含む。）            (7) プルトニウム燃料第二開発室            (8) プルトニウム燃料第三開発室            (9) プルトニウム廃棄物処理開発施設（プルトニウム廃棄物処理開発施設、<u>プルトニウム廃棄物貯蔵施設</u>及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設をいう。）            2. B棟、CPF、J棟、第2ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設（以下「環境技術開発センター」という。）に係る保安については、この規定の第Ⅰ編共通編及び第Ⅱ編環境技術開発センターの管理に定めるところによる。            3. プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設（以下「プルトニウム燃料技術開発センター」という。）に係る保安については、この規定の第Ⅰ編共通編及び第Ⅲ編プルトニウム燃料技術開発センターの管理に定めるところによる。</p> <p>第3条～第3条の2 (省略)</p>	<p>第Ⅰ編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第1条の2 (変更なし)</p> <p>(適用範囲) 第2条 本規定は、研究所の次の各号に掲げる施設（以下、これらの施設を「使用施設等」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。            (1) B棟            (2) 高レベル放射性物質研究施設（以下「CPF」という。）            (3) J棟            (4) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫（以下「第2ウラン貯蔵庫」という。）            (5) ウラン廃棄物廃棄施設（ウラン廃棄物処理施設（ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設、廃油保管庫及び廃水処理室をいう。）及びM棟をいう。）            (6) プルトニウム燃料第一開発室（ウラン貯蔵庫を含む。）            (7) プルトニウム燃料第二開発室            (8) プルトニウム燃料第三開発室            (9) プルトニウム廃棄物処理開発施設（プルトニウム廃棄物処理開発施設及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設をいう。）            2. B棟、CPF、J棟、第2ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設（以下「環境技術開発センター」という。）に係る保安については、この規定の第Ⅰ編共通編及び第Ⅱ編環境技術開発センターの管理に定めるところによる。            3. プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設（以下「プルトニウム燃料技術開発センター」という。）に係る保安については、この規定の第Ⅰ編共通編及び第Ⅲ編プルトニウム燃料技術開発センターの管理に定めるところによる。</p> <p>第3条～第3条の2 (変更なし)</p>	• 使用変更許可（平成31年1月16日付け）に基づくプルトニウム廃棄物貯蔵施設の使用廃止に伴う変更

変更前	変更後	変更理由
<p>第2章 組織及び職務</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(4)の2 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(5) 研究所担当理事は、理事長を補佐し、使用施設等の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(6) 所長は、使用施設等の保安に係る業務を統括する。</p> <p>(7) 環境技術開発センター長は、環境技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置技術部長は、環境・計画管理課長、環境保全課長及び廃止措置技術課長を指揮し、第9号から第11号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(9) 環境・計画管理課長は、環境技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務、第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務並びに周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務を行うとともに、この規定の制定及び改廃の調整に係る業務のうち、環境技術開発センターにおける調整業務を行う。</p> <p>(10) 環境保全課長は、ウラン廃棄物廃棄施設におけるウラン系廃棄物の処理及び保管に係る業務を行うとともに、ウラン廃棄物廃棄施設の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行うほか、廃水処理室の設備の撤去に係る業務を行う。</p> <p>(11) 廃止措置技術課長は、第2ウラン貯蔵庫における核燃料物質の貯蔵に係る業務、J棟における六ふっ化ウランの詰替え、遠心分離機の解体・除染、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発、廃水の処理及び廃油の詰替えに係る業務を行うとともに、J棟及び第2ウラン貯蔵庫の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転</p>	<p>第2章 組織及び職務</p> <p>第4条 (変更なし)</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(4)の2 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(5) 研究所担当理事は、理事長を補佐し、使用施設等の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(6) 所長は、使用施設等の保安に係る業務を統括する。</p> <p>(7) 環境技術開発センター長は、環境技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置技術部長は、環境・計画管理課長、環境保全課長及び廃止措置技術課長を指揮し、第9号から第11号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(9) 環境・計画管理課長は、環境技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務、第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務並びに周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務を行うとともに、この規定の制定及び改廃の調整に係る業務のうち、環境技術開発センターにおける調整業務を行う。</p> <p>(10) 環境保全課長は、ウラン廃棄物廃棄施設におけるウラン系廃棄物の処理及び保管に係る業務を行うとともに、ウラン廃棄物廃棄施設の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行うほか、廃水処理室の設備の撤去に係る業務を行う。</p> <p>(11) 廃止措置技術課長は、第2ウラン貯蔵庫における核燃料物質の貯蔵に係る業務、J棟における六ふっ化ウランの詰替え、遠心分離機の解体・除染、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発、廃水の処理、廃油の詰替え及び廃止措置技術部所掌施設における管理区域解除のための汚染検査等の施設の廃止に向けた措置に係る業務を行う</p>	・施設の廃止に向けた措置に係る職務の追加

変更前	変更後	変更理由
並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。	とともに、J棟及び第2ウラン貯蔵庫の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。	
(12) 再処理技術開発試験部長は、研究開発第1課長及び研究開発第2課長を指揮し、第13号及び第14号に掲げる保安上の業務を統括する。	(12) 再処理技術開発試験部長は、研究開発第1課長及び研究開発第2課長を指揮し、第13号及び第14号に掲げる保安上の業務を統括する。	
(13) 研究開発第1課長は、CPFにおける再処理技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「再処理試験等」という。）に係る業務、高レベル放射性廃液の処理・処分技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「固化試験等」という。）に係る業務並びに液体廃棄物及び固体廃棄物の管理に係る業務を行うとともに、CPFの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものは除く。）を行う。	(13) 研究開発第1課長は、CPFにおける再処理技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「再処理試験等」という。）に係る業務、高レベル放射性廃液の処理・処分技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「固化試験等」という。）に係る業務並びに液体廃棄物及び固体廃棄物の管理に係る業務を行うとともに、CPFの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものは除く。）を行う。	
(14) 研究開発第2課長は、B棟における核燃料の製造技術に関する核燃料物質等の分析に係る業務、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理に係る業務並びにプルトニウム燃料第一開発室におけるパルスコラム設備の管理に係る業務を行うとともに、B棟の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。	(14) 研究開発第2課長は、B棟における核燃料の製造技術に関する核燃料物質等の分析に係る業務、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理に係る業務並びにプルトニウム燃料第一開発室におけるパルスコラム設備の管理に係る業務を行うとともに、B棟の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。	
(15) プルトニウム燃料技術開発センター長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。	(15) プルトニウム燃料技術開発センター長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。	
(16) 当直長は、プルトニウム燃料技術開発センター長の命を受け、休日及び夜間のプルトニウム燃料技術開発センターの保安に関し、異常発生時の応急措置対応及び通報に係る業務を行うほか、平日の直業務においては、担当部課室長及びリーダーと連携を図り、異常発生時の応急措置対応を行う。	(16) 当直長は、プルトニウム燃料技術開発センター長の命を受け、休日及び夜間のプルトニウム燃料技術開発センターの保安に関し、異常発生時の応急措置対応及び通報に係る業務を行うほか、平日の直業務においては、担当部課室長及びリーダーと連携を図り、異常発生時の応急措置対応を行う。	
(17) 技術部長は、プルトニウム燃料施設整備室長、プル・計画管理課長、品質保証課長、技術課長、核物質管理課長及び品質管理課長を指揮し、第18号から第23号に掲げる保安上の業務を統括する。	(17) 技術部長は、プルトニウム燃料施設整備室長、プル・計画管理課長、品質保証課長、技術課長、核物質管理課長及び品質管理課長を指揮し、第18号から第23号に掲げる保安上の業務を統括する。	
(18) プルトニウム燃料施設整備室長は、プルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務並びにプルトニウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新に係る業務を行う。	(18) プルトニウム燃料施設整備室長は、プルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務並びにプルトニウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新に係る業務を行う。	
(19) プル・計画管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援業務及び第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務を行う。	(19) プル・計画管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援業務及び第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務を行う。	
(20) 品質保証課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務及び保安管理（放射線管理を除く。）の支援・推進、保安に関する業務のうち、他の課室長及びリーダーの所掌に属さない業務並びにプルトニウム燃料の検査に係る調整業務（ただし、品質管理課長の所掌するものは除く。）を行う。	(20) 品質保証課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務及び保安管理（放射線管理を除く。）の支援・推進、保安に関する業務のうち、他の課室長及びリーダーの所掌に属さない業務並びにプルトニウム燃料の�査に係る調整業務（ただし、品質管理課長の所掌するものは除く。）を行う。	

変更前	変更後	変更理由
(21) 技術課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの技術開発に係る調整業務を行う。	(21) 技術課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの技術開発に係る調整業務を行う。	
(22) 核物質管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの計量管理並びにプルトニウム燃料技術開発センター及び周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務（ただし、環境管理課長の所掌するものを除く。）を行う。	(22) 核物質管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センター及び周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務（ただし、環境管理課長の所掌するものを除く。）を行う。	
(23) 品質管理課長は、プルトニウム燃料の検査、分析及び物性測定並びにこれらに関する試験に係る業務を行う。	(23) 品質管理課長は、プルトニウム燃料の検査、分析及び物性測定並びにこれらに関する試験に係る業務を行う。	
(24) 燃料技術部長は、試験第1課長、試験第2課長、燃料技術開発課長及び設計解析課長を指揮し、第25号から第28号に掲げる保安上の業務を統括する。	(24) 燃料技術部長は、試験第1課長、試験第2課長、燃料技術開発課長及び設計解析課長を指揮し、第25号から第28号に掲げる保安上の業務を統括する。	
(25) 試験第1課長は、ペレット製造工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行うとともに、プルトニウム燃料第三開発室の固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。	(25) 試験第1課長は、ペレット製造工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行うとともに、プルトニウム燃料第三開発室の固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。	
(26) 試験第2課長は、加工組立工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行う。	(26) 試験第2課長は、加工組立工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行う。	
(27) 燃料技術開発課長は、プルトニウム燃料の製造技術、分析技術、測定技術、湿式回収技術及び製造設備の開発並びに照射試験用プルトニウム燃料の製作に係る業務を行う。	(27) 燃料技術開発課長は、プルトニウム燃料の製造技術、分析技術、測定技術、湿式回収技術及び製造設備の開発並びに照射試験用プルトニウム燃料の製作に係る業務を行う。	
(28) 設計解析課長は、プルトニウム燃料施設の安全性の評価に係る業務を行う。	(28) 設計解析課長は、プルトニウム燃料施設の安全性の評価に係る業務を行う。	
(29) 環境プラント技術部長は、環境管理課長、環境技術課長、廃止措置技術開発課長及びプラント保全課長を指揮し、プルトニウム燃料技術開発センターにおける第30号から第33号に掲げる保安上の業務を統括する。	(29) 環境プラント技術部長は、環境管理課長、環境技術課長、廃止措置技術開発課長及びプラント保全課長を指揮し、プルトニウム燃料技術開発センターにおける第30号から第33号に掲げる保安上の業務を統括する。	
(30) 環境管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質付着物の管理に係る業務（ただし、試験第1課長及び環境技術課長の所掌するものを除く。）を行う。	(30) 環境管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質付着物の管理に係る業務（ただし、試験第1課長及び環境技術課長の所掌するものを除く。）を行う。	
(31) 環境技術課長は、プルトニウム系廃棄物の処理及び液体廃棄物の処理並びにこれらに関する技術開発に係る業務を行うとともに、プルトニウム廃棄物処理開発施設の固体廃棄施設におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。	(31) 環境技術課長は、プルトニウム系廃棄物の処理及び液体廃棄物の処理並びにこれらに関する技術開発に係る業務を行うとともに、プルトニウム廃棄物処理開発施設の固体廃棄施設におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。	
(32) 廃止措置技術開発課長は、残存核燃料物質の処理、核燃料物質付着物の処理技術開発及びプルトニウム系設備解体技術開発に係る業務を行う。	(32) 廃止措置技術開発課長は、残存核燃料物質の処理、核燃料物質付着物の処理技術開発及びプルトニウム系設備解体技術開発に係る業務を行う。	
(33) プラント保全課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の管理並びにこれらに関する技術開発に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものを除く。）を行う。	(33) プラント保全課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の管理並びにこれらに関する技術開発に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものを除く。）を行う。	
(34) 基盤技術研究開発部長は、核種移行研究グループリーダーを指揮し、第35号に掲げる保安上の業務を統括する。	(34) 基盤技術研究開発部長は、核種移行研究グループリーダーを指揮し、第35号に掲げる保安上の業務を統括する。	
(35) 核種移行研究グループリーダーは、プルトニウム燃料第一開発室における放射性廃棄物の処分技術の開発に係る業務を行う。	(35) 核種移行研究グループリーダーは、プルトニウム燃料第一開発室における放射性廃棄物の処分技術の開発に係る業務を行う。	
(36) 放射線管理部長は、線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第1課長を指揮	(36) 放射線管理部長は、線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第1課長を指揮	

変更前	変更後	変更理由
<p>し、第37号から第39号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(37) 線量計測課長は、従業員の線量の測定、評価及び放射線管理用機器の保守、校正並びに放射線管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(38) 環境監視課長は、周辺監視区域及びその境界の空間ガンマ線並びに排水中の放射性物質の濃度の測定、監視に係る業務を行う。</p> <p>(39) 放射線管理第1課長は、使用施設等の放射線管理に係る業務を行う。</p> <p>(40) 保安管理部長は、安全対策課長、危機管理課長及び施設安全課長を指揮し、第41号から第43号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(41) 安全対策課長は、保安教育に係る基本的事項の策定に関する業務及び保安管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(42) 危機管理課長は、周辺監視区域の維持管理に係る業務を行うとともに、非常事態の第一報に係る研究所連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(43) 施設安全課長は、品質マネジメント活動、安全文化の育成活動及び法令等の遵守活動の調整に係る業務並びにこの規定の制定及び改廃の調整に係る業務を行う。</p> <p>(44) 工務技術部長は、運転課長及び管理課長を指揮し、第45号及び第46号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(45) 運転課長は、使用施設等の受変電設備、非常用電源設備、蒸気設備及び給排水設備の運転並びに保守に係る業務を行う。</p> <p>(46) 管理課長は、工務技術部に係る保安上の業務の調整を行う。</p> <p>2. 前項に掲げる各職位は、品質マネジメントの考え方のもとその所掌する保安上の業務を行う。</p>	<p>し、第37号から第39号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(37) 線量計測課長は、従業員の線量の測定、評価及び放射線管理用機器の保守、校正並びに放射線管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(38) 環境監視課長は、周辺監視区域及びその境界の空間ガンマ線並びに排水中の放射性物質の濃度の測定、監視に係る業務を行う。</p> <p>(39) 放射線管理第1課長は、使用施設等の放射線管理に係る業務を行う。</p> <p>(40) 保安管理部長は、安全対策課長、危機管理課長及び施設安全課長を指揮し、第41号から第43号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(41) 安全対策課長は、保安教育に係る基本的事項の策定に関する業務及び保安管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(42) 危機管理課長は、周辺監視区域の維持管理に係る業務を行うとともに、非常事態の第一報に係る研究所連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(43) 施設安全課長は、品質マネジメント活動、安全文化の育成活動及び法令等の遵守活動の調整に係る業務並びにこの規定の制定及び改廃の調整に係る業務を行う。</p> <p>(44) 工務技術部長は、運転課長及び管理課長を指揮し、第45号及び第46号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(45) 運転課長は、使用施設等の受変電設備、非常用電源設備、蒸気設備及び給排水設備の運転並びに保守に係る業務を行う。</p> <p>(46) 管理課長は、工務技術部に係る保安上の業務の調整を行う。</p> <p>2. 前項に掲げる各職位は、品質マネジメントの考え方のもとその所掌する保安上の業務を行う。</p>	

第2章第6条～第11章第52条 (省略)

第2章第6条～第11章第52条 (変更なし)

(関連図表)

第I-1図～第I-1の2図 (省略)

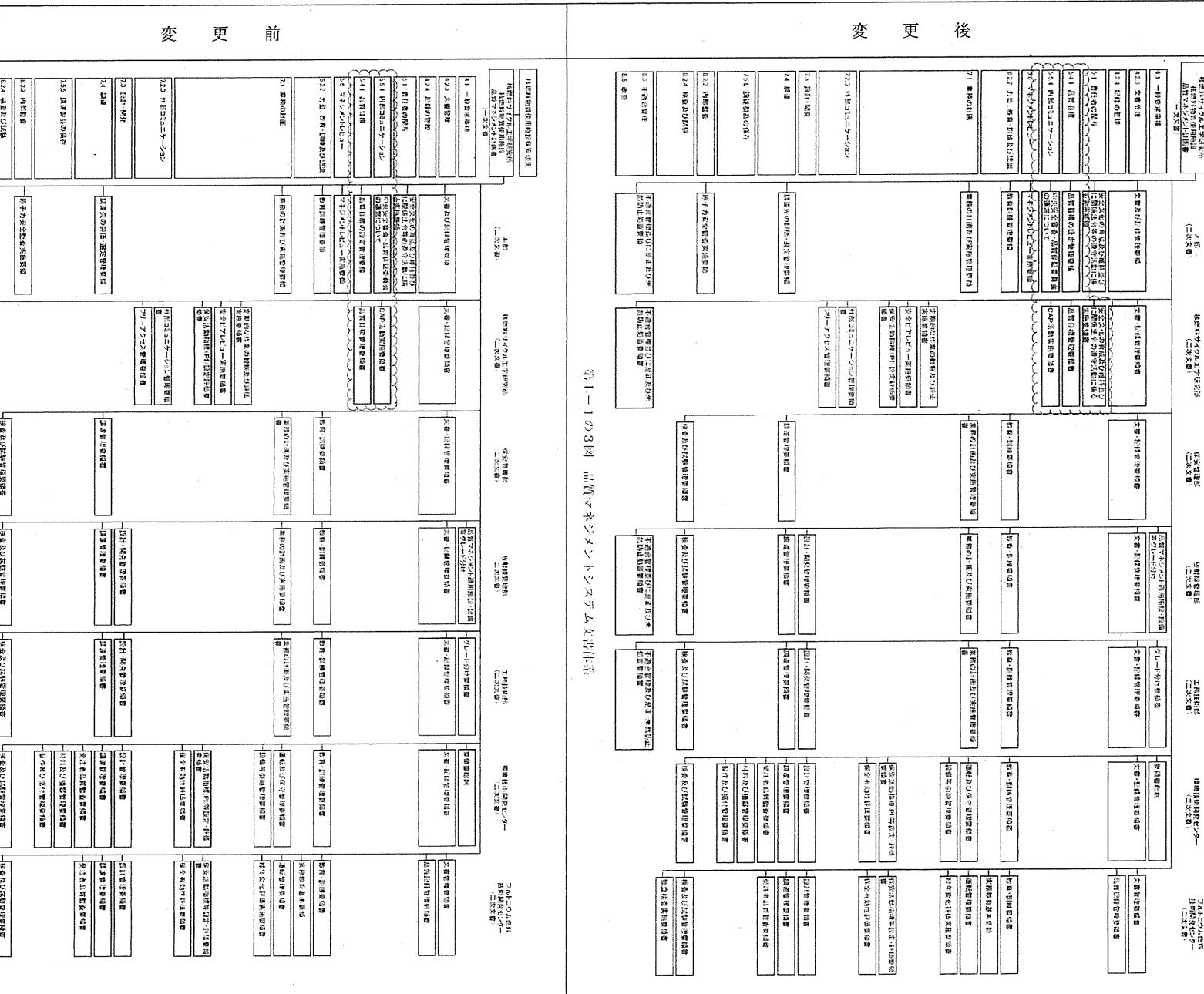
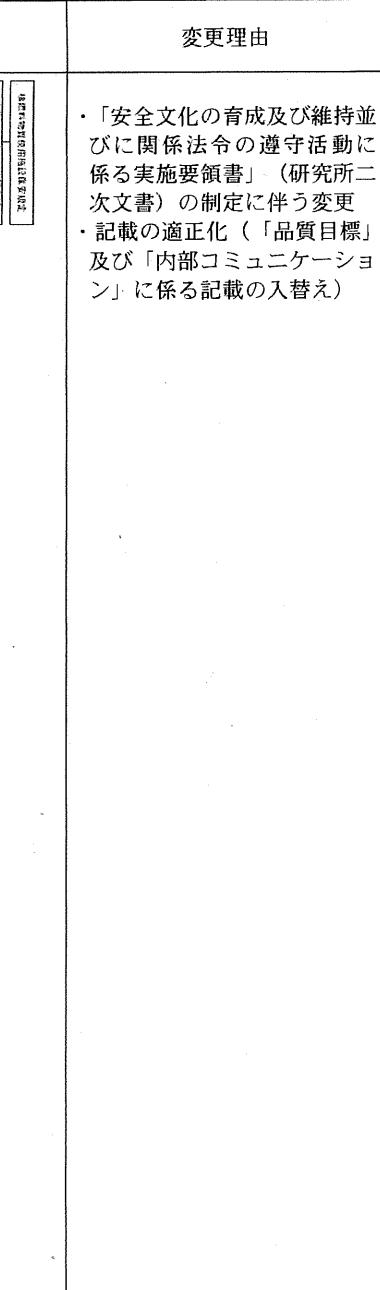
(関連図表)

第I-1図～第I-1の2図 (変更なし)

## 核燃料物質使用施設保安規定

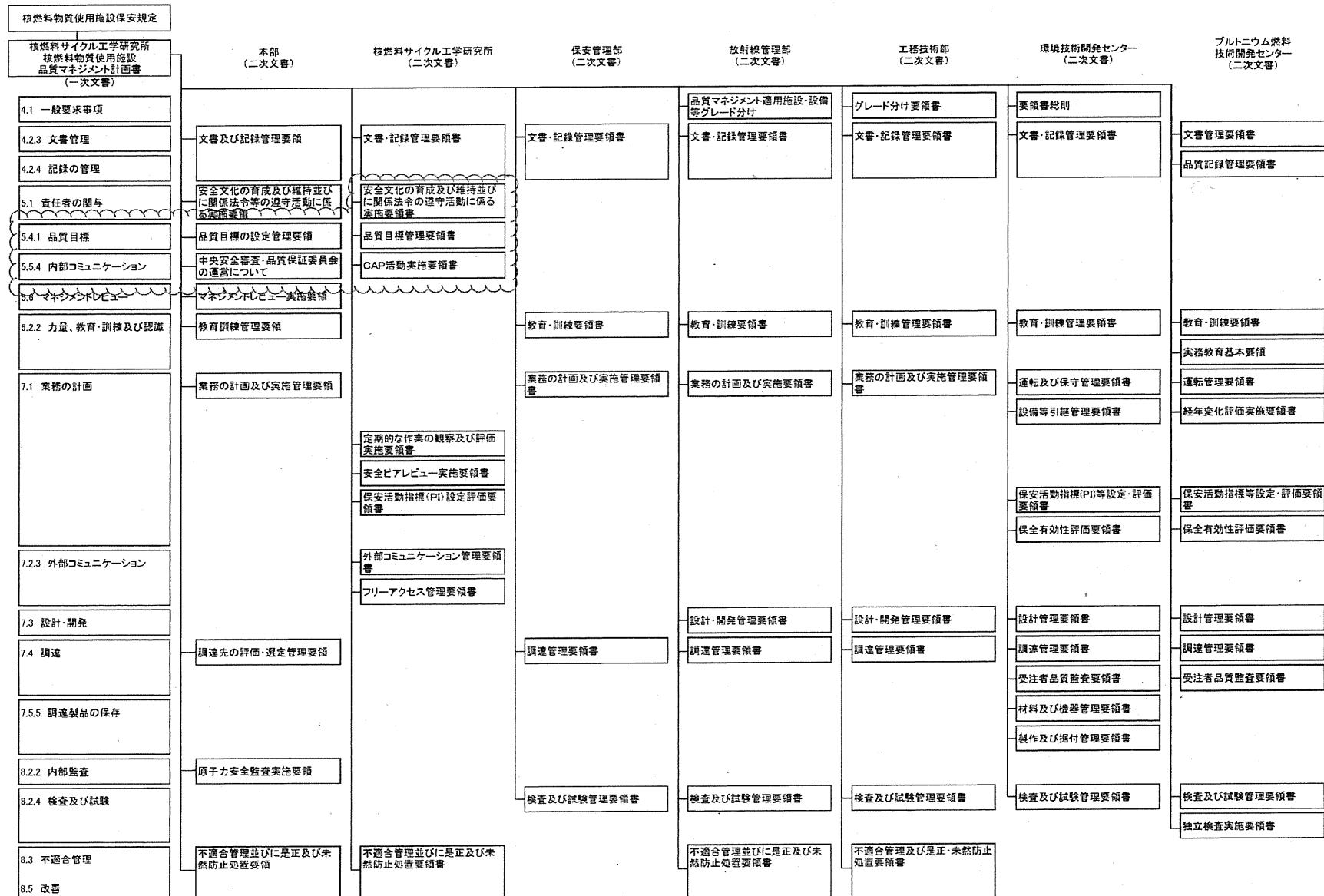
## 第Ⅰ編

変更箇所を  で示す。

変更理由	変更後	変更前
<p>「安全文化の育成及び維持並びに関係法令の遵守活動に係る実施要領書」(研究所二次文書)の制定に伴う変更 ・記載の適正化(「品質目標」と「内部コミュニケーション」に係る記載の入替え)</p>	 <p>図 1-1 の 3   核燃料物質使用施設保安規定 第Ⅰ編</p>	

変更箇所を  で示す。

## 【変更後】



第 I-1 の 3 図 品質マネジメントシステム文書体系

## 核燃料物質使用施設保安規定 第I編

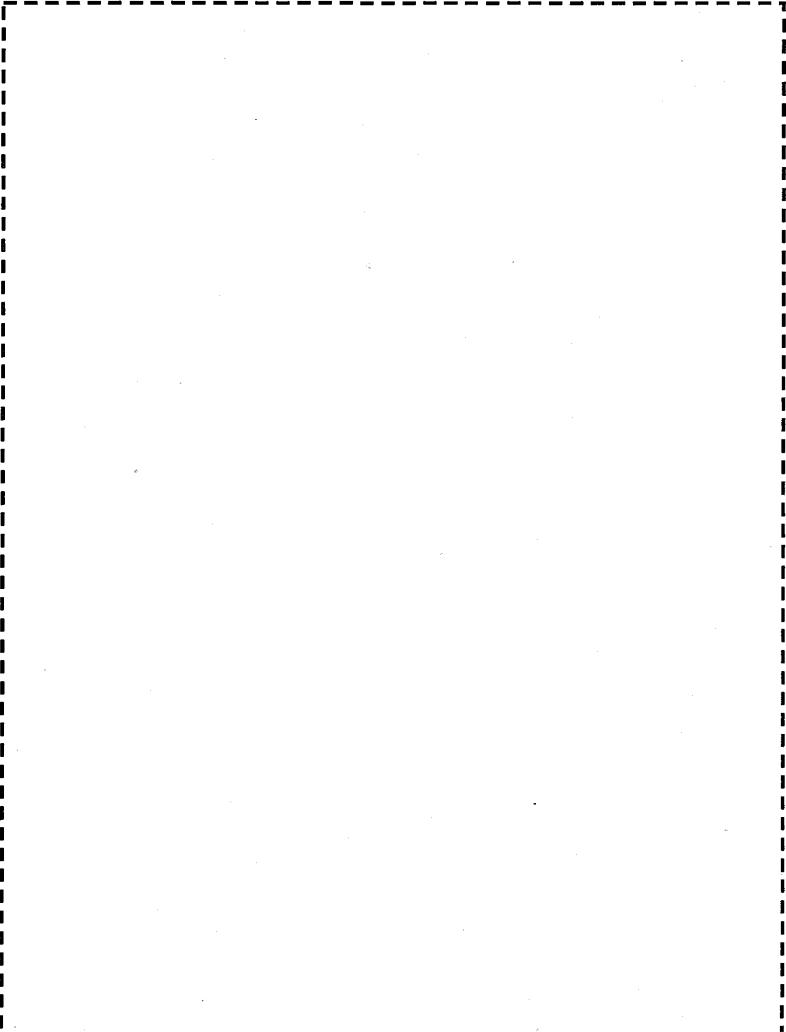
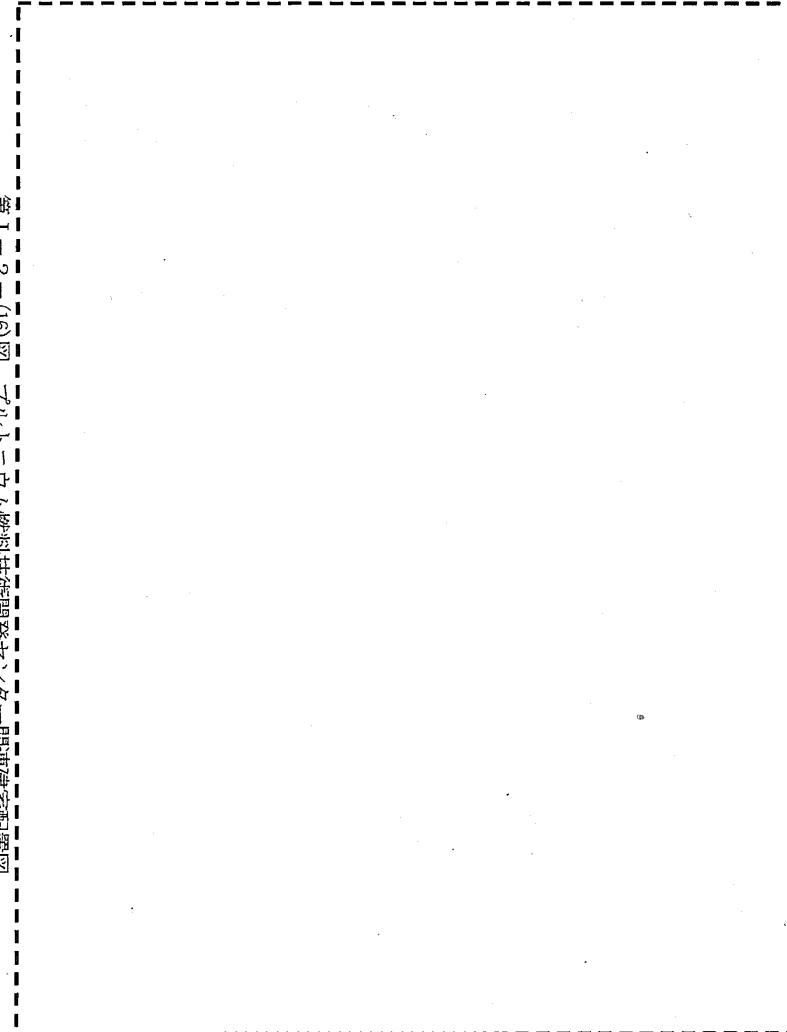
変更箇所を\_\_\_\_\_で示す。

変更前	変更後	変更理由
第I-2-(1)図～第I-2-(15)図 (省略)	第I-2-(1)図～第I-2-(15)図 (変更なし)	

## 新旧対照表

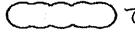
## 核燃料物質使用施設保安規定

変更箇所を  で示す。

変更前	変更後	変更理由
 第 I - 2 - (16) 図 プルトニウム燃料技術開発センター関連建物配置図  第 I - 2 - (17) 図～第 I - 2 - (22) 図 (省略)	 第 I - 2 - (16) 図 プルトニウム燃料技術開発センター関連建物配置図  第 I - 2 - (17) 図～第 I - 2 - (22) 図 (変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用変更許可（平成31年1月16日付け）に基づくプルトニウム廃棄物処理開発施設の一部及びプルトニウム廃棄物貯蔵施設の使用廃止に伴う変更</li> </ul>

## 新旧対照表

## 核燃料物質使用施設保安規定

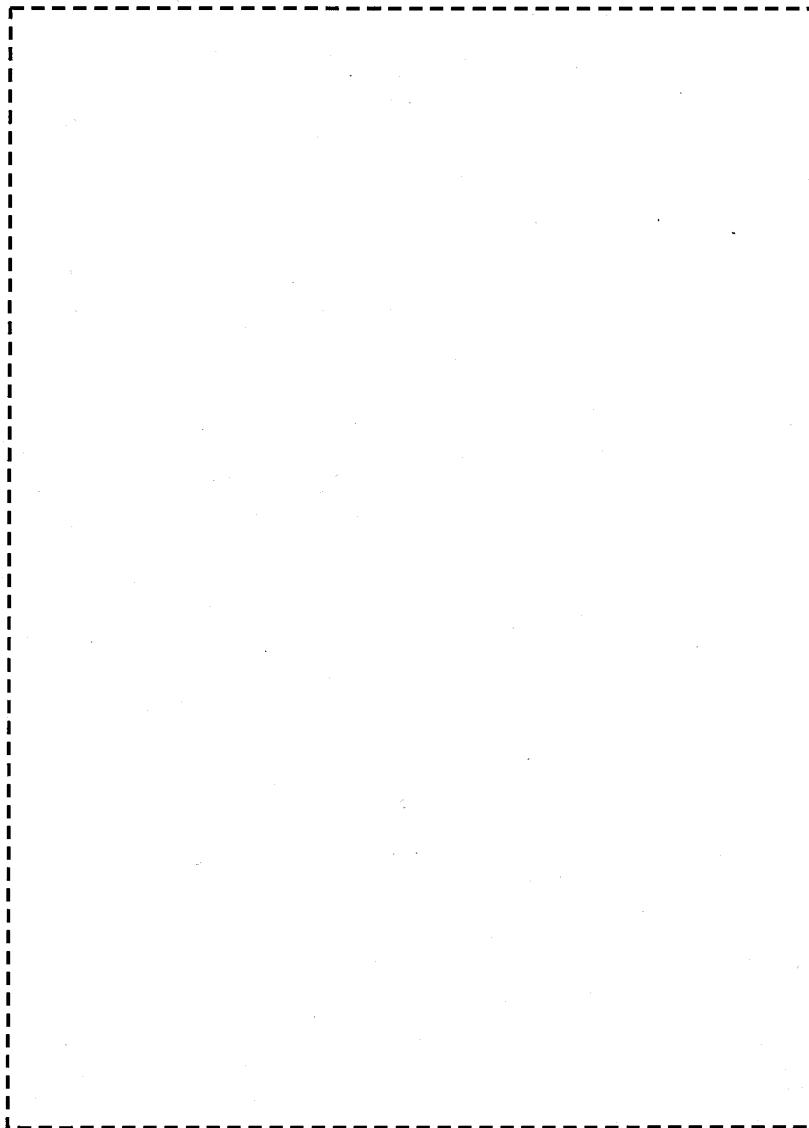
変更箇所を  で示す。

変更前	変更後	変更理由
<p>変更前</p> <small>(注) 斜線内は、管理区域の範囲を示す。 -----は電動シャッターを示す。</small> <p>第 I - 2 - (23) 図 プルトニウム廃棄物処理開発施設管理区域(1)</p> <p>第 I - 2 - (24) 図 (省略)</p>	<p>変更後</p> <small>(注) 斜線内は、管理区域の範囲を示す。 -----は電動シャッターを示す。</small> <p>第 I - 2 - (23) 図 プルトニウム廃棄物処理開発施設管理区域(1)</p> <p>第 I - 2 - (24) 図 (変更なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用変更許可 (平成31年1月16 日付け)に基づく プルトニウム廃棄 物処理開発施設の 一部及びプルトニ ウム廃棄物貯蔵施 設の使用廃止に伴 う変更</li> </ul>

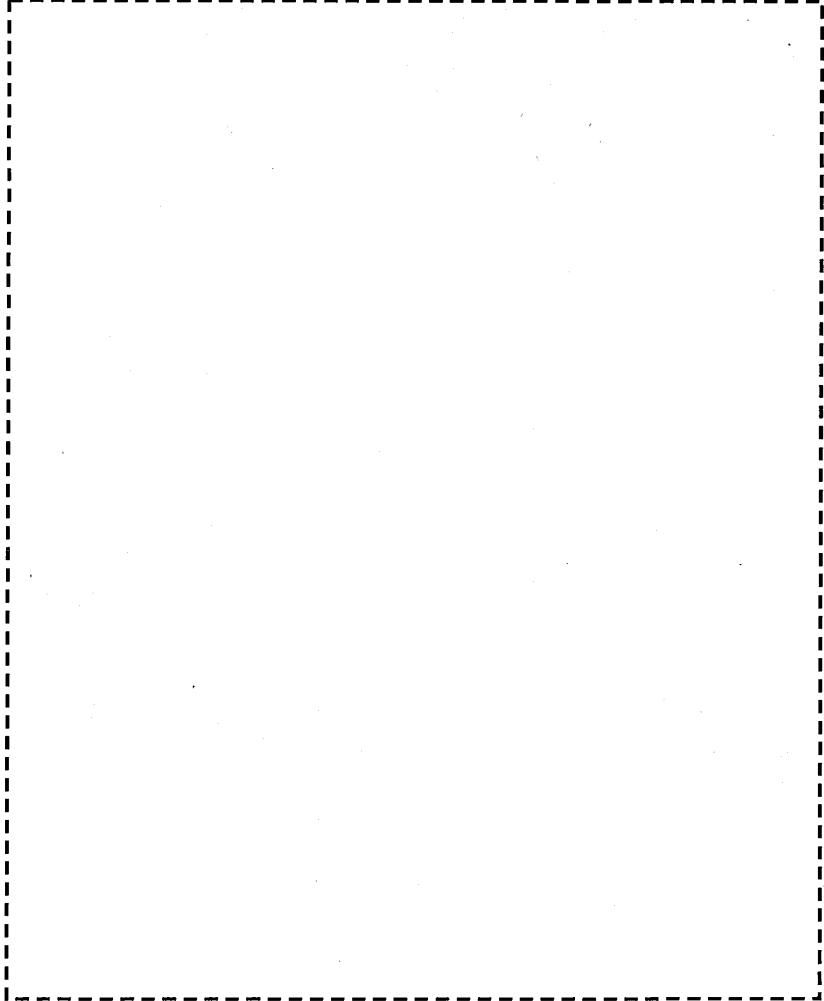
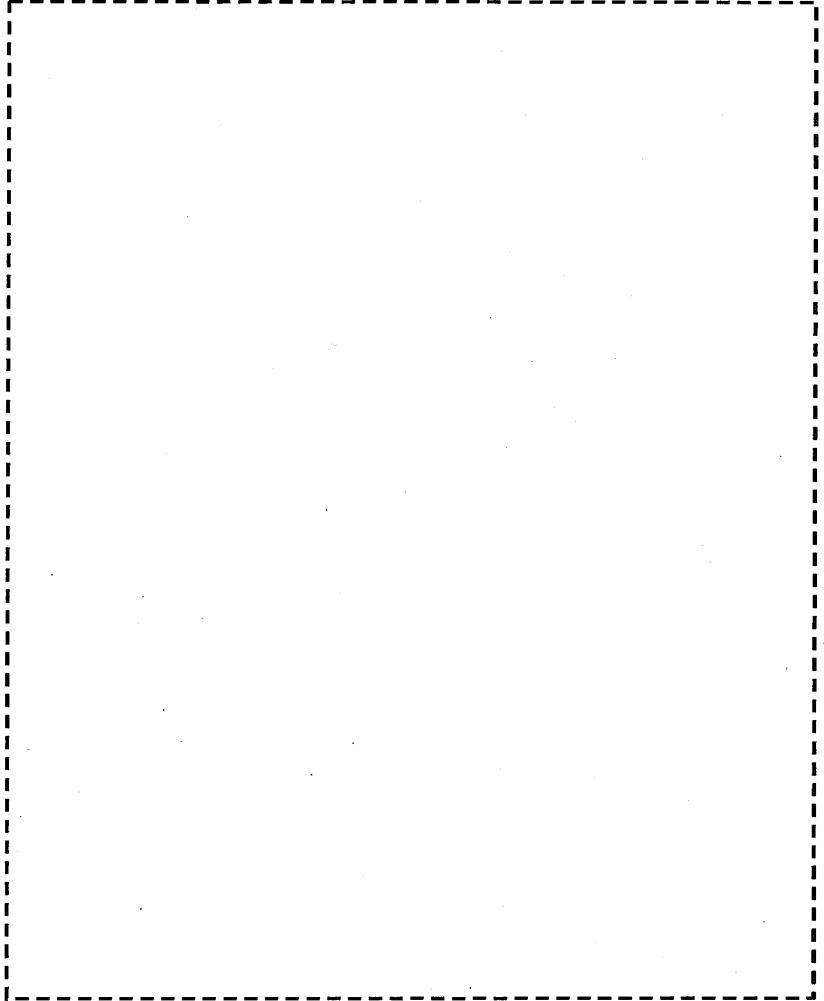
## 新旧対照表

## 核燃料物質使用施設保安規定

変更箇所を  で示す。

変更前	変更後	変更理由
	(削る)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用変更許可（平成31年1月16日付け）に基づくプルトニウム廃棄物貯蔵施設の使用廃止に伴う変更</li></ul>

変更前	変更後	変更理由
第I-2-(26)図 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設管理区域(1)	第I-2-(25)図 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設管理区域(1) (図番号のみ変更)	・記載の適正化 (第I-2-(26)図から第I-2-(28)図について、第I-2-(25)図を削除することに伴う図番号の繰上げ)
第I-2-(27)図 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設管理区域(2)	第I-2-(26)図 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設管理区域(2) (図番号のみ変更)	
第I-2-(28)図 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設管理区域(3)	第I-2-(27)図 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設管理区域(3) (図番号のみ変更)	

変更前	変更後	変更理由
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用変更許可（平成31年1月16日付け）に基づくプルトニウム廃棄物貯蔵施設の使用廃止に伴う変更</li> <li>・ 記載の適正化（施設名称削除に伴う施設番号の繰上げ）</li> </ul>

第I-3図 周辺監視区域

第I-3図 周辺監視区域

## 核燃料物質使用施設保安規定 第I編

変更箇所を\_\_\_\_\_で示す。

変更前						変更後						変更理由
第I-1-(1)表～第I-8-(7)表 (省略)						第I-1-(1)表～第I-8-(7)表 (変更なし)						
第I-8-(8)表 放射線管理用機器( plutonium 廃棄物処理開発施設 その1) (省略)						第I-8-(8)表 放射線管理用機器( plutonium 廃棄物処理開発施設 その1) (変更なし)						
第I-8-(8)表 放射線管理用機器( plutonium 廃棄物処理開発施設 その2)						第I-8-(8)表 放射線管理用機器( plutonium 廃棄物処理開発施設 その2)						
施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	使用方法	施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	使用方法	
プルトニウム廃棄物貯蔵施設	定モニタ式類	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質を採取・測定する。	プルトニウム廃棄物処理開発施設	第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質を採取・測定する。	(削る)
	手モニタ等の類	$\alpha$ 線用退出モニタ	$\alpha$	1以上	管理区域等退出時の表面密度を測定する。			手モニタ等の類	$\alpha$ 線用退出モニタ	1以上	管理区域等退出時の表面密度を測定する。	
	サメーベータイ類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$	3以上	表面密度を測定する。			サメーベータイ類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	3以上	表面密度を測定する。	
	放測定器能類	$\alpha$ 線用放射能測定装置	$\alpha$	1以上	各種試料の放射能を測定する。			放測定器能類	$\alpha$ 線用放射能測定装置	1以上	各種試料の放射能を測定する。	
	定モニタ式類	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質を採取・測定する。			定モニタ式類	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質を採取・測定する。
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	手モニタ等の類	$\alpha$ 線用退出モニタ	$\alpha$	1以上	管理区域等退出時の表面密度を測定する。			手モニタ等の類	$\alpha$ 線用退出モニタ	1以上	管理区域等退出時の表面密度を測定する。	
	サメーベータイ類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$	3以上	表面密度を測定する。			サメーベータイ類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	3以上	表面密度を測定する。	
	$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1以上		線量率を測定する。			$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1以上	線量率を測定する。	
	中性子線用サーベイメータ	n	1以上		中性子線用サーベイメータ			中性子線用サーベイメータ	n	1以上	中性子線用サーベイメータ	
	放測定器能類	$\alpha$ 線用放射能測定装置	$\alpha$	1以上	各種試料の放射能を測定する。			放測定器能類	$\alpha$ 線用放射能測定装置	1以上	各種試料の放射能を測定する。	

変更前					変更後					変更理由
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保管責任者	保管期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保管責任者	保管期間	
1. 使用施設等の施設管理に 係る記録  イ. 使用前確認の結果 (第II編第21条の2、 第III編第20条の2)	確認の都度	核燃料管理者、施設運転 管理者、線量 計測課長、放 射線管理第 1課長及び 運転課長	核燃料管理 者、施設運転 管理者、線量 計測課長、放 射線管理第 1課長及び 運転課長	同一事項に 関する次の 確認のとき までの期間	1. 使用施設等の施設管理に 係る記録  イ. 使用前確認の結果 (第II編第21条の2、 第III編第20条の2)	確認の都度	核燃料管理者、施設運転 管理者、線量 計測課長、放 射線管理第 1課長及び 運転課長	核燃料管理 者、施設運転 管理者、線量 計測課長、放 射線管理第 1課長及び 運転課長	同一事項に 関する次の 確認のとき までの期間	・記載の適正化(第8項の誤記 修正)
ロ. 施設管理の実施状況及 びその担当者の氏名 (第I編第12条の5、 第12条の7)	施設管理の実 施の都度	核燃料管理者、施設運転 管理者、線量 計測課長、放 射線管理第 1課長及び 運転課長	核燃料管理 者、施設運転 管理者、線量 計測課長、放 射線管理第 1課長及び 運転課長	施設管理を 実施した使 用施設等の 解体又は廢 棄をした後 5年が経過 するまで の期間	ロ. 施設管理の実施状況及 びその担当者の氏名 (第I編第12条の5、 第12条の7)	施設管理の実 施の都度	核燃料管理者、施設運転 管理者、線量 計測課長、放 射線管理第 1課長及び 運転課長	核燃料管理 者、施設運転 管理者、線量 計測課長、放 射線管理第 1課長及び 運転課長	施設管理を 実施した使 用施設等の 解体又は廢 棄をした後 5年が経過 するまで の期間	
ハ. 施設管理方針、施設管 理目標及び施設管理実 施計画の評価の結果及 びその評価の担当者の 氏名 (第I編第12条の2、 第12条の3、第12 条の6)	評価の都度	環境・計画管 理課長、品質 保証課長、線 量計測課長、 施設安全課 長及び管理 課長	環境・計画管 理課長、品質 保証課長、線 量計測課長、 施設安全課 長及び管理 課長	評価を実施 した使用施 設等の施設 管理方針、施 設管理目標 又は施設管 理実施計画 の改定ま での期間	ハ. 施設管理方針、施設管 理目標及び施設管理実 施計画の評価の結果及 びその評価の担当者の 氏名 (第I編第12条の2、 第12条の3、第12 条の6)	評価の都度	環境・計画管 理課長、品質 保証課長、線 量計測課長、 施設安全課 長及び管理 課長	環境・計画管 理課長、品質 保証課長、線 量計測課長、 施設安全課 長及び管理 課長	評価を実施 した使用施 設等の施設 管理方針、施 設管理目標 又は施設管 理実施計画 の改定ま での期間	
2. 放射線管理記録  イ. 使用施設等の放射線遮	毎日作業中1	放射線管理	放射線管理	5年間	2. 放射線管理記録  イ. 使用施設等の放射線遮	毎日作業中1	放射線管理	放射線管理	5年間	

## 核燃料物質使用施設保安規定 第I編

変更箇所 \_\_\_\_\_ で示す。

変更前					変更後					変更理由
蔽物の側壁における線量率 (第I編第30条)	回	第1課長	第1課長	5年間	蔽物の側壁における線量率 (第I編第30条)	回	第1課長	第1課長	5年間	
口. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第I編第38条、第39条)	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理 第1課長及び環境監視 課長	放射線管理 第1課長及び環境監視 課長	5年間	口. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第I編第38条、第39条)	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理 第1課長及び環境監視 課長	放射線管理 第1課長及び環境監視 課長	5年間	
ハ. 管理区域及び周辺監視区域における線量率 (イ. に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度及び飲水の放射性物質の濃度 (第I編第30条)	毎週1回	放射線管理 第1課長及び環境監視 課長	放射線管理 第1課長及び環境監視 課長	5年間	ハ. 管理区域及び周辺監視区域における線量率 (イ. に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度及び飲水の放射性物質の濃度 (第I編第30条)	毎週1回	放射線管理 第1課長及び環境監視 課長	放射線管理 第1課長及び環境監視 課長	5年間	
二. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等に	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	二. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等に	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	

## 核燃料物質使用施設保安規定 第I編

変更箇所を\_\_\_\_\_で示す。

変更前					変更後					変更理由
より使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第I編第33条)					より使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第I編第33条)					
ホ. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第I編第33条)	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	ホ. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第I編第33条)	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	
ヘ. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第I編第29条)	その都度	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	ヘ. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第I編第29条)	その都度	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	
ト. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間ににおける当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第I編第25条、第33条)	その者が当該業務に就く時	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	ト. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間ににおける当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第I編第25条、第33条)	その者が当該業務に就く時	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	
チ. 工場又は事業所の外において運搬した核燃料	運搬の都度	核燃料管理者	核燃料管理者	1年間	チ. 工場又は事業所の外において運搬した核燃料	運搬の都度	核燃料管理者	核燃料管理者	1年間	

## 核燃料物質使用施設保安規定 第I編

変更箇所を\_\_\_\_\_で示す。

変更前					変更後					変更理由
物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第I編第37条)					物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第I編第37条)					
リ. 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (第I編第40条の2、第II編第27条、第28条、第31条、第33条～第35条、第38条、第III編第27条の2)	廃棄の都度	核燃料管理者	核燃料管理者	使用規則第2条の11第7項に定める期間	リ. 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (第I編第40条の2、第II編第27条、第28条、第31条、第33条～第35条、第38条、第III編第27条の2)	廃棄の都度	核燃料管理者	核燃料管理者	使用規則第2条の11第7項に定める期間	
ヌ. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (第I編第40条の2、第II編第25条、第26条、第33条～第39条、第III編第27条の2)	封入又は固型化の都度	使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長	使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間	ヌ. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (第I編第40条の2、第II編第25条、第26条、第33条～第39条、第III編第27条の2)	封入又は固型化の都度	使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長	使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間	
3. 操作記録 イ. 使用施設における核燃料物質の種類別の使用	使用の都度(連続式にあって)	核燃料管理者	核燃料管理者	1年間	3. 操作記録 イ. 使用施設における核燃料物質の種類別の使用	使用の都度(連続式にあって)	核燃料管理者	核燃料管理者	1年間	

## 核燃料物質使用施設保安規定 第I編

変更箇所を\_\_\_\_\_で示す。

変更前					変更後					変更理由
量及び使用の日時 <sup>*1</sup> 口. 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻 <sup>*1</sup>	は、連続して) 开始及び停止の都度	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	1年間	量及び使用の日時 <sup>*1</sup> 口. 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻 <sup>*1</sup>	は、連続して) 开始及び停止の都度	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	1年間	
ハ. 警報装置から発せられた警報の内容 <sup>*2*3</sup> (第I編第34条、第II編第17条、第40条、第III編第15条、第29条)	その都度	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	1年間	ハ. 警報装置から発せられた警報の内容 <sup>*2*3</sup> (第I編第34条、第II編第17条、第40条、第III編第15条、第29条)	その都度	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	1年間	
二. 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻 <sup>*1</sup>	操作の開始及び交代の都度	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	1年間	二. 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻 <sup>*1</sup>	操作の開始及び交代の都度	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第1課長及び運転課長	1年間	
4. 使用施設等の事故記録 イ. 事故発生及び復旧の日時 (第I編第52条)	その都度	安全対策課長	安全対策課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間	4. 使用施設等の事故記録 イ. 事故発生及び復旧の日時 (第I編第52条)	その都度	安全対策課長	安全対策課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間	
ロ. 事故の状況及び事故に際して採った措置 (第I編第52条)	その都度	安全対策課長	安全対策課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間	ロ. 事故の状況及び事故に際して採った措置 (第I編第52条)	その都度	安全対策課長	安全対策課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間	
ハ. 事故の原因 (第I編第52条)	その都度	安全対策課長	安全対策課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間	ハ. 事故の原因 (第I編第52条)	その都度	安全対策課長	安全対策課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間	

## 核燃料物質使用施設保安規定 第I編

変更箇所を\_\_\_\_\_で示す。

変更前					変更後					変更理由		
二、事故後の処置 (第I編第52条)		その都度	安全対策課長	安全対策課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間	二、事故後の処置 (第I編第52条)		その都度	安全対策課長	安全対策課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間	
5. 保安教育の記録 イ. 保安教育の実施計画 (第I編第18条)	策定の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3年間		5. 保安教育の記録 イ. 保安教育の実施計画 (第I編第18条)	策定の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3年間		
ロ. 保安教育の実施日時及び項目 (第I編第18条)	実施の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3年間		ロ. 保安教育の実施日時及び項目 (第I編第18条)	実施の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3年間		
ハ. 保安教育を受けた者の氏名 (第I編第18条)	実施の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3年間		ハ. 保安教育を受けた者の氏名 (第I編第18条)	実施の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3年間		

## 核燃料物質使用施設保安規定 第I編

変更箇所を\_\_\_\_\_で示す。

変更前					変更後					変更理由
6. 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (第I編第12条の「4.2.1 一般」)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	6. 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (第I編第12条の「4.2.1 一般」)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	
8. 廃止措置に係る工事の方 法、時期及び対象となる使 用施設等の設備の名称 (該当なし)	法第57条の5 第2項の認可 を受けた廃止 措置計画に記 載された工事 の各工程の終 了の都度	—	—	使用規則第 2条の11第 7項に定め る期間	7. 廃止措置に係る工事の方 法、時期及び対象となる使 用施設等の設備の名称 (該当なし)	法第57条の5 第2項の認可 を受けた廃止 措置計画に記 載された工事 の各工程の終 了の都度	—	—	使用規則第 2条の11第 7項に定め る期間	

※1 : 安全上重要な施設（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第1条第2項第4号に規定するもの）に係るものに限る。

※2 : 核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。

※3 : 検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で異常ではないことが明らかなものを除く。

※1 : 安全上重要な施設（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第1条第2項第4号に規定するもの）に係るものに限る。

※2 : 核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。

※3 : 検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で異常ではないことが明らかなものを除く。

変更前	変更後	変更理由
<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第3章第20条の2 (省略)</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第21条～第27条 (省略)</p> <p>(容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第27条の2 環境管理課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第Ⅱ編第36条第1項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. 環境管理課長は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. 環境管理課長は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、第Ⅲ-4-(1)表から第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. 環境管理課長は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて第Ⅲ-4-(2)表、第Ⅲ-4-(3)表若しくは第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第Ⅲ-4-(1)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>7. 試験第1課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備1から<u>12</u>に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一</p>	<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第3章第20条の2 (変更なし)</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第21条～第27条 (変更なし)</p> <p>(容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第27条の2 環境管理課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第Ⅱ編第36条第1項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. 環境管理課長は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. 環境管理課長は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、第Ⅲ-4-(1)表から第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. 環境管理課長は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて第Ⅲ-4-(2)表、第Ⅲ-4-(3)表若しくは第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第Ⅲ-4-(1)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>7. 試験第1課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備1から<u>16</u>に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該設備に係る施設検査合格（令和2年4月17日付け）に伴う変更</li> </ul>

変更前	変更後	変更理由
<p>時保管設備 1 から <u>12</u> に核燃料物質等（ただし、再使用する物品を除く。）を搬入してはならない。</p> <p>第4章第28条～第5章第29条 (省略)</p> <p>(関連図表) 第III-1-(I)表～第III-1-(II)表 (省略)</p>	<p>時保管設備 1 から <u>16</u> に核燃料物質等（ただし、再使用する物品を除く。）を搬入してはならない。</p> <p>第4章第28条～第5章第29条 (変更なし)</p> <p>(関連図表) 第III-1-(I)表～第III-1-(II)表 (変更なし)</p>	

変更前				変更後				変更理由			
臨界管理ユニット番号	臨界管理の方法			制限量 <sup>注3)</sup> (kgPu*)	備考	臨界管理ユニット番号	臨界管理の方法			制限量 <sup>注3)</sup> (kgPu*)	備考
	質量又は本数	系の分類 <sup>注1)</sup>	水分吸着率(含有率)の分類 <sup>注2)</sup>				質量又は本数	系の分類 <sup>注1)</sup>	水分吸着率(含有率)の分類 <sup>注2)</sup>		
UCP-1	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UCP-1	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UCP-2	質量	混合酸化物系	半乾燥系	9.9		UCP-2	質量	混合酸化物系	半乾燥系	9.9	
UCP-3	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UCP-3	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UCP-4	質量	PuO <sub>2</sub> (原料粉)系	乾燥系	26.2		UCP-4	質量	PuO <sub>2</sub> (原料粉)系	乾燥系	26.2	
UCP-5	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UCP-5	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UCP-6	質量	UO <sub>2</sub> -H <sub>2</sub> O系	半乾燥系	23.1	ウラン濃縮度20%以下	UCP-6	質量	UO <sub>2</sub> -H <sub>2</sub> O系	半乾燥系	23.1	ウラン濃縮度20%以下
UCP-7	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UCP-7	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-1	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-1	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-2	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	注4)	UFP-2	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	注4)
UFP-3	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-3	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-4	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-4	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-6	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-6	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-10	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		(削る)					

※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。

※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。

変更前				変更後				変更理由	
臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法		制限量 <sup>注3)</sup> (kgPu*)	備考	臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法		制限量 <sup>注3)</sup> (kgPu*)	備考
	質量 又は 本数	系の分類 <sup>注1)</sup>				質量 又は 本数	系の分類 <sup>注1)</sup>		
UFP-11	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-11	質量	混合酸化物系	半乾燥系
UFP-15	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-15	質量	混合酸化物系	半乾燥系
UFP-17	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-17	質量	混合酸化物系	半乾燥系
UFP-19	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-19	質量	混合酸化物系	半乾燥系
<u>UFP-22</u>	<u>質量</u>	<u>混合酸化物系</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>16.2</u>		<u>(削る)</u>			
UFP-23	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-23	質量	混合酸化物系	半乾燥系
UFP-24	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-24	質量	混合酸化物系	半乾燥系
UFP-25	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-25	質量	混合酸化物系	半乾燥系
UFP-26	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-26	質量	混合酸化物系	半乾燥系
UFP-27	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-27	質量	混合酸化物系	半乾燥系
UFP-28	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-28	質量	混合酸化物系	半乾燥系

※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。

第Ⅲ-1-(12)表(その3)～第Ⅲ-4-(4)表(省略)

第Ⅲ-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニット毎の制限量(その2)

臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法		制限量 <sup>注3)</sup> (kgPu*)	備考
	質量 又は 本数	系の分類 <sup>注1)</sup>		
UFP-11	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2
UFP-15	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2
UFP-17	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2
UFP-19	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2
UFP-23	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2
UFP-24	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2
UFP-25	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2
UFP-26	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2
UFP-27	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2
UFP-28	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2

※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。

第Ⅲ-1-(12)表(その3)～第Ⅲ-4-(4)表(変更なし)

- ・施設検査合格(令和2年4月17日付け)に伴う臨界管理ユニットUFP-22に係る制限量の削除